




## 住まいに関する施策

令和元年度

自治体名	カテゴリ	制度・事業名	内容	担当課及び連絡先	関連リンク
京都府	① 住まい	移住促進住宅整備事業	移住者が、京都府空家農地情報等検索サイトに掲載されている登録空家を取得又は賃借等し、自ら居住するために必要な改修を行う際にかかる費用の一部を助成します(改修費の1/2以内(上限180万円)を補助)。	農村振興課 075-414-4917 広域振興局地域づくり推進室 (丹後局)0772-62-4307 (中丹局)0773-62-2505 (南丹局)0771-22-0153 (山城局)0774-21-2186	
京都府	① 住まい	移住者金利負担軽減事業	京都府空家農地情報等検索サイトに掲載されている登録空家の取得又は改修に必要な移住者の借入資金調達を目的とした融資にかかる金利負担を助成します(最大で借入残高の0.5%相当額)。	農村振興課 075-414-4917 広域振興局地域づくり推進室 (丹後局)0772-62-4307 (中丹局)0773-62-2505 (南丹局)0771-22-0153 (山城局)0774-21-2186	
京都府	① 住まい	不動産取得税の軽減	移住者が、京都府空家農地情報等検索サイトに掲載されている登録空家・登録農地を取得又は賃借し、自ら居住する場合、不動産取得税を軽減します(軽減税率1/2)。	農村振興課 075-414-4917 広域振興局地域づくり推進室 (丹後局)0772-62-4307 (中丹局)0773-62-2505 (南丹局)0771-22-0153 (山城局)0774-21-2186	
京都府	① 住まい	不動産取得税の軽減	3人以上子どもをお持ちの世帯の方が、不動産を購入された場合、不動産取得税を軽減します(税率1/2)(他にも軽減するための要件あり)。	こども・青少年総合対策室 075-414-4602	